

表1 世界各国におけるマイナンバー(個人番号)導入状況(年)

米国	1936	ノルウェー	1970
スペイン	1944	イタリア	1977
スウェーデン	1947	ベルギー	1983
シンガポール	1948	オランダ	1988
英国	1948	オーストラリア	1989
アイスランド	1952	エストニア	1999
フィンランド	1960	ドイツ	2003
韓国	1962	オーストリア	2004
カナダ	1964	タイ	2010
デンマーク	1968	日本	2016
スリランカ	1968		



新年おめでとうございます。長年にわたり、わが国の経済は低迷し、人々は閉塞感に悩まされてきました。しかし、本年一月から、マイナンバー(個人番号)制度が、世界の先進諸国(表1)に何十年単位の遅れですが、実施に移されたことは、わが国の新しい始まり、社会保障国家への本格的歩みの始まりという意味で、きわめて意義深いことだと考えています。説明させていただきます。

マイナンバー元年

―社会保障国家への第一歩―

理事長 泉 孝英



中央診療所広報 第48号(季刊) 平成28年1月1日発行

公益財団法人 京都健康管理研究会 中央診療所
〒604-8111 京都市中京区三条通高倉東入榎屋町58・56番地
外来診療 075-211-4502 健康診断・人間ドック 075-211-4503
臨床研究センター 075-211-4504 **NEWS** www.chuo-c.jp



私事になりますが、四五年前の一九七一年八月、スウェーデンに留学しました。当時のスウェーデンにはすでに、「教育・医療・土地は利権の対象としない」社会体制が確立してました。教育は原則、公教育、幼稚園から大

学まで授業料は無料、医療は公営化され、医師は「午前は診療、午後は研究、夕方は家庭団欒」の暮らしを送っていました。市街地のほとんどは公有地のため公設住宅の増設は、きわめて容易なことでした。大抵の人々は六五歳で年金生活(支給額は現職時の七〇〜八〇%)に入り、若者の仕事は年寄りに奪われることはありませんでした。現在も、スウェーデンでは、この暮らしが続いています。「二億総活躍」の日本語をスウェーデン語に翻訳することは至難であり、まして理解させるのは絶望的なことだと思います。そして、このような社会保障体制確立の第一歩は、一九四七年(六九年前)に実施されたマイナンバー制度であることを知らされ驚愕したことは、今も鮮やかに記憶していることです。

■徴税・社会給付の公正化

戦後のわが国は、新憲法・日本国憲法(一九四六年十一月公布、四七年五月施行)のもと、平和国家・社会保障国家を国是としてきました。「下流老人」、「老人漂流社会」を目標とはしていなかった筈です。現在のような事態を招いた理由の一つは、社会保障国家と言いつつ、マイナンバー制度を欠いていたことです。

社会保障国家とは、簡単に言うと、「国民が一つの家族と同様、お互いに助け合って生きていく国家」のことです。したがって、国家が国民の資産(不動産・預金、所得を正確に把握し、富の再分配を図ることは当然のことです。マスコミ(新聞・雑誌、テレビ)はマイナンバーについて、根拠も無いことを書き立て、言い立て、人々に不安感を煽り立てていることは、理解できないことです。

マイナンバー活用の第一歩は、国民の所得の完全な把握と適正な徴税です。そして、健康保険・年金・生活保護といった社会給付の公正化です。「こんなお金持ちがどうして健康保険一割負担か」の思いは、日常診療の場で、私がいれば経験していることです。

■医療の適正化

マイナンバーカードに医療情報が組み込まれることは、大変な利便です。診療所の場合、患者を病院に紹介するとき、病歴がカードに記載されておれば、紹介状を書く手間が省けることは大変な

労力の節約です。患者さんには、「口頭でどこの病院に行ってください」と言うだけで、紹介状も画像のCDも不要になります。これは、北欧諸国ではとっくの以前から行われていることです。カードになれば、受診・検査・投薬の重複は避けられます。医師の労力の削減です。わが国の医師は、毎日、猛烈に働いています。北欧の医師の暮らしとは程遠い状況です。三倍働いています。スウェーデンの医師の年間の診療数は八〇〇人、わが国は五九〇〇人(七・四倍)の大きな違いがあります。そして、スウェーデンの二八倍というわが国の長い入院日数も是正されるべきことです。節約された医療費分を年金・高齢者対策に用いるべきというのが、私の持論です。

■国家財政の再建

更に大きな期待は、マイナンバーの活用による国家財政の再建です。現在、わが国は、国家予算(一般会計)の二・二倍という債務(借入金)を抱えています(表2)。社会保障費のためです。この金額は、第二次大戦の戦費調達のための借金(六倍)より遙かに巨額です。この借金をどう返すかは「誰も妙案のない」状況です。

表2 わが国の債務

	一般会計予算	債務	債務/一般会計
昭和20(1945)年度末	324.5億円	2,027.7億円	6.2
平成27(2015)年度末	96.3兆円	1,167.0兆円	12.1

わが国の家計資産(不動産・預金)は二五八兆六兆円(二〇一四年内閣府)と試算されています。この資産所有者のマイナンバーを用いた確認を行うべきです。そして、所有者不明の資産は国民の資産として政府の保有とし、債務軽減に用いるべきだというのが、私の提案です。所有者不明が一割でも二五〇兆円、二割ならば五〇〇兆円が国家財政の再建に役立ちます。戦後の戦費調達による赤字軽減のための財産税は、国民の所有する財産に課税したものです。しかし、所有者不明の資産を政府帰属とする私の提案に異議はない筈です。政府は、決断をもって実行すべきことです。

参考 預金封鎖・新田切替・財産税

戦後、政府は、「戦費調達のために生じた政府債務(公債金)の解消・戦後復興予算の捻出・所得格差の是正」を目的として「財産税」を設け、国民に負担を課することを計画しました。

預金封鎖・新田切替・資産報告…一九四六年二月一六日夕刻、政府は、突然、金融緊急措置令、臨時財産調査令を翌一七日に発令、直ちに実施すると発表しました。預金封鎖を行い、毎月世帯主三〇〇円、世帯員一〇〇円の払出制限を設けた上で、新田を交付することにしました。三月二日をもって旧田の市場流通を差し止め、タンス預金の一掃を図りました。そして、三月三日時点の財産の申告を国民の義務化しました。これら二つの勅令は、流通通貨量の制限によるインフレ抑制と財産税実施に備えて預金逃れの防止が目的でした。

表3 財産額の税率[昭和21(1946)年11月]

課税価格	税率	課税価格	税率
10万円超	25%	30万円超	60%
11万円超	30%	50万円超	65%
12万円超	35%	100万円超	70%
13万円超	40%	150万円超	75%
15万円超	45%	300万円超	80%
17万円超	50%	500万円超	85%
20万円超	55%	1,500万円超	90%

財産税は、戦後の財政再建だけでなく所得格差の是正に役立つことは事実です。昨年開始された「がん登録」制度も、マイナンバーの活用によってこそいきてくる制度です。当時のわが国は連合軍の占領下であり、財産税は連合軍最高司令部の「戦時利得の除去および国家財政の再編成に関する覚書(一九四五年一月二四日)」を背景にしていたと言え、財産税を実行した、当時の幣原喜重郎、吉田茂首相、渋沢敬三、石橋湛山蔵相の名は、私共は忘れてはならないことだと思います。

「下流老人」、「老人漂流社会」の解消は、マイナンバー機能を十分に生かした「高負担・高福祉」社会でなければできないことです。そのような社会が実現できるか否かは、政治家の識見と国民の民度によることだと思います。